第 7 号議案

# 東京都猟友会青梅地区会則

第1条　本会は東京都猟友会青梅地区と称し事務所を原則として地区長宅に、団体の所在地を青梅市黒沢 1 丁目 502 番地に置く。(お)

第2条　本会は、青梅市在住の狩猟者をもって組織する。ただし、近隣市町村の既存加入者を含むものとする。本会は、狩猟者をもって組織し、地区を問わず法令遵守や融和協調を図れる者を会員とする。(い)

1項　本会は、狩猟知識の普及、狩猟道徳の向上を通じて、狩猟の適正化を図り、以って狩猟の健全な発展と自然環境の保護に資することを目的とする。(お)

第3条　本会は、会員相互の技術およびマナーの向上、親睦、福利を図るため次の事項を行う。

1項　関係官公署との連絡、協力事項

2項　保護、増殖、管理、技術、安全、資格等に関する事項

第4条　本会に次の役員を置く。また、顧問及び相談役を置くことができる。(う)

| | |
|---|---|
| 地　区　長 | 1 名 |
| 副 地 区 長 | 若干 |
| 会　　計 | 1 名 |
| 監　　事 | 2 名以上 |
| 事　務　局 | 1 名 |

第5条　役員の選出

1項　理事は地域ごとに選出する。(あ)
(理事の選出、補充は現理事が理事会を開き、候補者を選出して班ごとに指定する。)

2項　地区長、副地区長、会計、事務局、監事は理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。

第6条　役員はその職務において、円滑なる遂行を図る。

第7条　役員の任期は 3 年とする。

第8条　役員及び会員として次に掲げる不当と認められる行為があった場合理事会において、解任、除名を含む処分をすることができる。(え)

1項　暴力・脅迫・誹謗中傷

2項　威圧的言動により会員に不安と嫌悪の情を抱かせる行為

3項　正当な権利行使を仮装し、または社会常識を逸脱した手段により、金銭または権利を不当に要求する行為

第9条　本会の経費は、会費、補助金、雑収入ほかをもって充てる。

第10条　本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わり、5 月 31 日までに定時総会を開催する。

第11条　本会は、次の慶弔を行う。

| | | |
|---|---|---|
| 1項 | 会員の結婚の場合 | 5，000 円 |
| 2項 | 会員の死亡の場合 | 生花 |
| | 役員の死亡の場合 | 生花と香典 10，000 円 |
| 3項 | 役員の父母及び配偶者の場合<br>(ただし同居の場合) | 生花 |

第12条　会員において、変更事項が生じた場合は、理事を通じてすみやかに本会へ報告する。

第13条　会議の議長は地区長とし、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第14条　会員から提供された個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき厳重に管理し次の場合に使用する。(い)

1項　利用する業務範囲

・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
・銃砲刀剣類等取締法
・火薬類取締法
・その他上記に基づく申請等

2項　利用する方法

・本会の業務内容の報告、連絡、案内に関する情報提供
・本会業務を円滑に行うため
・その他上記関する業務遂行のため

3項　個人情報の使用同意

上記業務等を行うため会員から、事前に同意書の承諾を得るものとする。

第15条　財産の管理、運用は、地区長が行うものとし、その方法は理事会の決議によるものとする。（お）

第16条　本会の設立は、昭和 32 年 4 月 1 日とする。（お）

付　則：本会則は平成 8 年 10 月 1 日より改正施行する。
但し、役員任期は、昭和 57 年 10 月 1 日を起点とする。

付　則：本会則は平成 17 年 11 月 6 日から施行する。

付　則：本会則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付　則：本会則は平成 30 年 5 月 20 日から施行する。（あ）

付　則：本会則は令和 2 年 8 月 30 日から施行する。（い）

付　則：本会則は令和 3 年 8 月 30 日から施行する。（う）

付　則：本会則は令和 7 年 5 月 3 日から施行する。（え）

付　則：本会則は令和 8 年 5 月 6 日から施行する。（お）